様式第16号（第15条関係）

農業集落排水事業受益者分担金変更決定通知書

第　　　　号

　　　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　㊞

農業集落排水事業受益者分担金の額を変更したので、丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり分担金を納付されるよう通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 徴収区域番号 |  | 納付通知書番号 |  |
| 土地の表示 | 当初 | 異動 | 決定 | 変更理由 |
| 土地の所在 | 地目 | 地積 | 地積 | 地積 |
|  |  | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 区分 | 分担金総額 | 納付済額 | 差引納付額 |  |
| 変更前 | 円 | 円 | 円 |  |
| 増減 |  |  |  |  |
| 変更後 |  |  |  |  |

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。